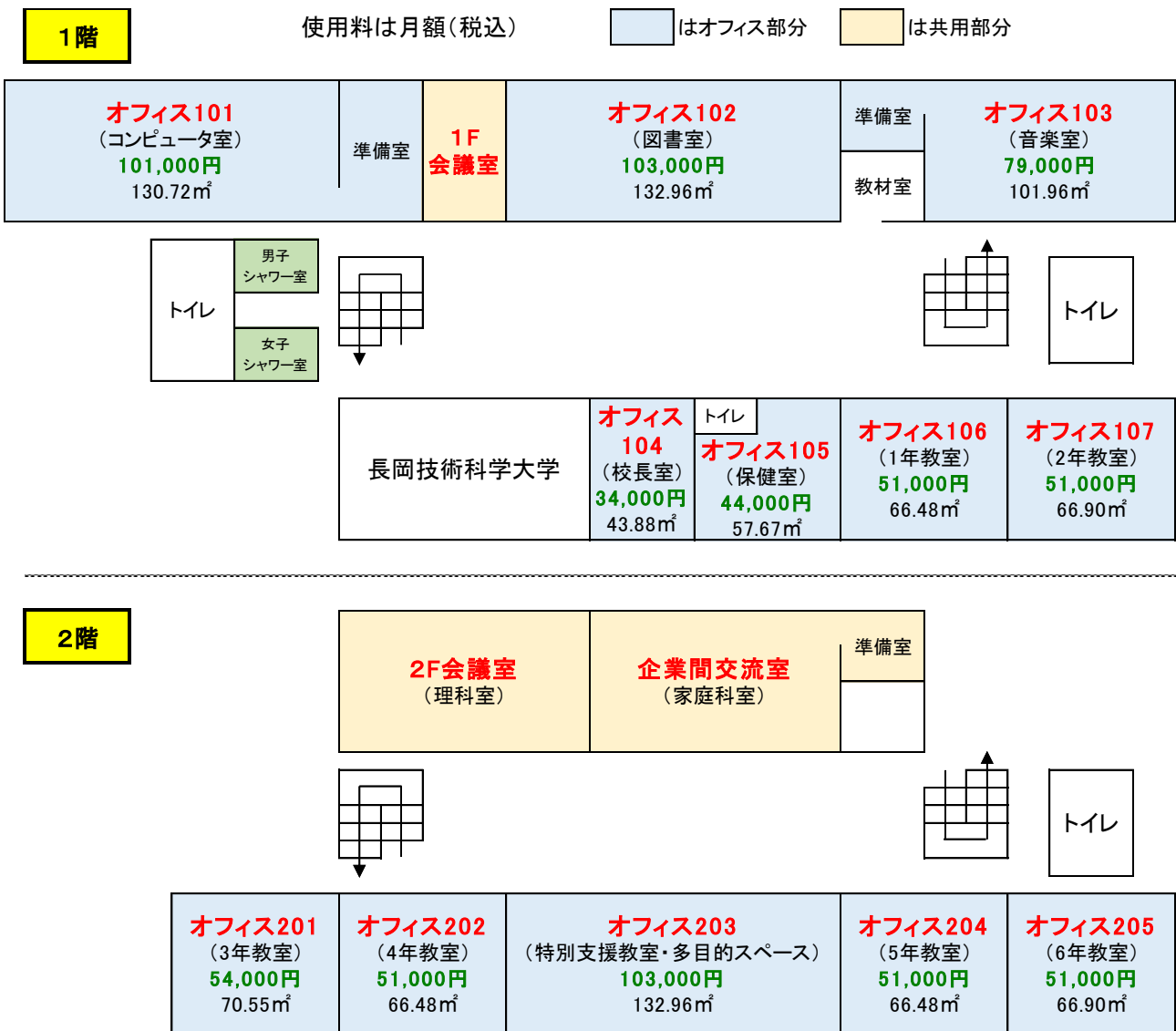


新発田市シェアオフィス（キネス天王） 入居者募集要項

令和3年3月末をもって閉校した旧天王小学校の校舎を改修し、新たにシェアオフィスとしてオープンします。当施設の趣旨・条件等をご理解いただき、申込みをお願いします。

1 施設概要

- (1) 所在地：新発田市天王甲18番地（旧天王小学校）
- (2) 各部屋の配置・面積・使用料等：下記のとおり



- 使用料は光熱水費込み
- シャワー室、オフィス冷暖房整備
- インターネット回線接続済
(各オフィスでプロバイダと契約)
- 開設補助金あり (別途記載)
- セキュリティ対策
⇒ 正面玄関及び各オフィスに電子錠・インターホン・警備保障システムを整備
⇒ 24時間出入り可能
- 隣接の体育館も利用可能

2 施設の趣旨

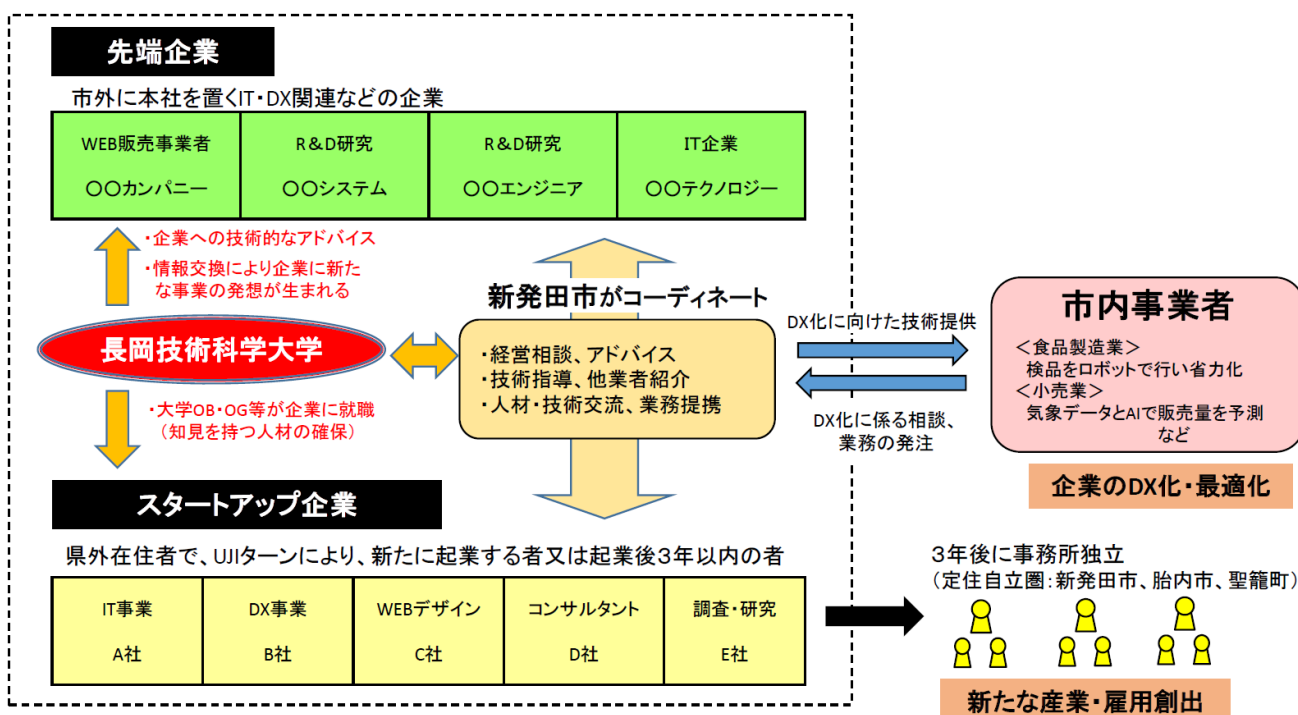
当施設は、①市外に本社を置き、情報通信分野などの革新的な技術又はサービス等を活用する企業の皆様、②同分野で県外からU J I ターン等により新規に創業しようとする皆様 に入居いただき、「新テクノロジーの拠点施設」として活用する予定です。

貸しオフィスとしての機能にとどまらず、下記イメージの実現を目指した施設活用を行います。

長岡技術科学大学が研究開発の拠点として入居する予定であり、情報交換・連携も期待されます。

新発田市シェアオフィス(キネス天王)の活用イメージ

市外・県外からIT・DX関連企業の皆様に入居いただき、新テクノロジーの市内拠点として位置付けたいと考えています。



3 応募要件等について

(1) 入居対象者及び要件

情報通信分野などの革新的な技術又はサービス等を活用して事業を行い、かつ、下記A・B要件のいずれかに該当する企業又は個人

【A要件】 市外に本社を有し、新発田市内に新たに事務所を設置する企業（市内の事務所移転は対象とはなりません）。

【B要件】 県外に住所を有し、新たに事業を開始しようとする方（事業開始後3年未満の方も含みます）。

※ A要件で入居する企業については、オフィス内に入居するスタートアップ企業の支援や、市内事業者へのアドバイス・情報交換等の役割も担っていただくことを想定しています。

※ B要件で入居する方については、定住自立圏（新発田市・胎内市・聖籠町）における新たな産業・雇用創出を推進するため、オフィス使用期間は3年以内とし、オフィス使用後に定住自立圏内で事務所を設置する意思がある方に限らせていただきます。

(2) 応募できない場合

- ①公序良俗に反するおそれがあるとき
- ②施設、整備等を損傷するおそれがあるとき
- ③暴力団との関与があると認めるとき
- ④その他オフィスの管理上支障があると認めるとき

4 オフィス開設補助金について

オフィス開設にあたり、部屋の改修・模様替え、備品購入等を支援するため、使用するオフィスの面積に応じて補助金制度があります。

(1) 補助金額

使用する部屋の面積	上限額
大 (100 m ² 以上)	100 万円
中 (50 m ² 以上 100 m ² 未満)	70 万円
小 (50 m ² 未満)	50 万円

(2) 補助の条件

新発田市シェアオフィスに入居する企業で、オフィス開設にあたっての部屋の改修・模様替え、オフィス内で使用する備品購入等に要する経費のうち、上限額を超えない範囲（上限額以内であれば、使用者の負担はありません。）で補助金を交付します。

ただし、当施設は貸しオフィスにとどまらず、一定の年数をかけて「市内企業のDX推進」や「新たな産業・雇用創出」を実現することを設置目的としていることから、下記に該当する場合は、補助金を返還していただくことがあります。

応募区分	退去等の状況	補助金返還の金額等
A要件	2年未満で退去する場合	2 / 3 を返還
	2年以上3年未満で退去する場合	1 / 3 を返還
B要件	2年未満で退去する場合	2 / 3 を返還
	2年以上3年未満で退去する場合	1 / 3 を返還 (退去後、3か月以内に定住自立圏域内(※)に新たに事務所を設置した場合は返還なし)
	3年間経過して退去した後、3か月以内に定住自立圏域内(※)への事務所設置が確認できなかった場合	1 / 3 を返還
③ その他、補助金申請にあたり、虚偽の内容があった場合		全額を返還

(※) 定住自立圏域は新発田市・胎内市・聖籠町

5 応募方法・使用者の選定について

(1) 応募から入居までの流れ（下記日程は変更となる場合があります）

応募の意向がある場合、まずは下記にお問い合わせください（施設の見学も可能です）。その際、入居目的や業種等を確認させていただき、応募書類の説明・様式の送付を行います。

新発田市 商工振興課 工業振興係

TEL:0254-28-9650 E-mail: shoukou@city.shibata.lg.jp

〒957-8686 新発田市中心部3-3-3 ヨリネスしばた（新発田市本庁舎）6階

【A要件】

- ① 応募要件の相談⇒市から応募者へ様式送付
- ② 応募書類の提出
- ③ 順次、書類審査・面接を行って入居の可否を決定
- ④ 入居が許可された場合には、打合せ・オフィス整備
- ⑤ 入居

【B要件】

- ① 応募要件の相談⇒市から応募者へ様式送付
- ② 応募書類の提出
- ③ 第1次審査（担当課による書類審査）⇒審査結果を書面で通知
- ④ 第2次審査（選定委員会による面接）⇒審査結果を書面で通知
- ⑤ 入居に向けた打合せ、オフィス整備
- ⑥ 入居

(2) 応募書類

応募区分	必要書類
A要件	①事業計画書 ②法人の履歴事項全部証明書 ③過去3年分の決算書 ④直近の法人都道府県民税（法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税）の納税証明書、固定資産税の納税証明書 ⑤会社案内・事業パンフレット
B要件	①事業計画書 ②住民票の写し ③確定申告書の写し ④直近の個人市町村民税、固定資産税の納税証明書 ⑤（既に創業している場合）会社案内・事業パンフレット ⑥（法人の場合）履歴事項全部証明書

※状況により、上記以外の書類を求める場合があります。

6 その他

- (1) 利用の取り決めに遵守願います。
- (2) 常駐の管理人は配置せず、24時間警備システムでセキュリティ対策を行います。
- (3) オフィス内の企業間交流や市内事業者との情報交換、地域住民との交流などにも積極的にご参加ください。地域の回覧・区費納入にもご協力いただく場合があります。
- (4) 施設の共用部のみ清掃業務を行います（個別のオフィス内は利用者で清掃をお願いします）。
- (5) 各オフィスで発生するごみは、家庭ごみ程度であれば施設で一括回収しますが、それ以外は各事業所で個別契約し、ごみを処分していただきます。
- (6) 敷地内は全て禁煙となります。